

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

### ●自己負担限度額一覧表（計算期間は、平成30年8月から令和元年7月まで）

#### ◆70歳未満がいる世帯の限度額

所得区分		国民健康保険+介護保険
上位 所得者	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	212万円
	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	141万円
一般	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	67万円
	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	60万円
非課税	市町村民税非課税世帯	34万円

#### ◆70歳～74歳がいる世帯または後期高齢者医療制度に加入している世帯の限度額

所得区分		国民健康保険（後期高齢者医療制度）+介護保険
現役並み 所得者	現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
	現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）	141万円
	現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）	67万円
一般	課税所得145万円未満（※）	56万円
低所得Ⅱ	市町村民税非課税世帯	31万円
低所得Ⅰ	市町村民税非課税世帯で所得が一定基準以下の世帯	19万円

※…70歳以上の国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者の収入の合計が

2人以上で520万円未満（1人で383万円未満）である場合や、基礎控除後の所得が210万円以下の場合も含まれます